

平成 27 年 度

# 八代市議会議会運営委員会記録

---

## 審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 議会の運営に関する事項 ..... 1
  - 1. その他 ..... 6
- 

平成 27 年 12 月 2 日 (水曜日)

## 議会運営委員会会議録

平成27年12月2日 水曜日

午後3時26分開議

午後3時49分閉議（実時間 23分）

### ○本日の会議に付した案件

1. 議会の運営に関する事項
1. その他

### ○本日の会議に出席した者

委員長	野崎伸也君
副委員長	松永純一君
委員	亀田英雄君
委員	中山諭扶哉君
委員	成松由紀夫君
委員	古嶋津義君
委員	前垣信三君
委員	増田一喜君
委員	村上光則君
委員	村川清則君
委員	山本幸廣君
議長	鈴木田幸一君

※欠席委員 君

### ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

議員 太田広則君

### ○説明員等委員（議）員外出席者

議会事務局長	桑崎雅介君
議会事務局次長補佐 兼総務係長	梅野展文君

○記録担当書記 國岡雄幸君  
梅野展文君

（午後3時26分 開会）

### ◎議会の運営に関する事項

○委員長（野崎伸也君） それでは、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

お手元のレジュメにありますけれども、まず1、付議議案についてを議題とし、（1）委員会付託の（イ）議案21件について説明を求めます。

○議会事務局長（桑崎雅介君） はい、委員長。

○委員長（野崎伸也君） 桑崎議会事務局長。

○議会事務局長（桑崎雅介君） はい。一般質問の後、お疲れのところですが、よろしくお願ひいたします。

それでは、1、付議案件についての（1）委員会付託（イ）議案21件につきまして御説明を申し上げます。済みませんが、座って説明申し上げます。

○委員長（野崎伸也君） はい。

○議会事務局長（桑崎雅介君） お手元の委員会付託表（議案）をごらんいただきたいと思ひます。

今回、委員会への付託予定案件は、予算議案6件、事件議案6件、条例議案9件の計21件でございます。

まず、文教福祉委員会では、議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）、議案第108号・平成27年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号、議案第109号・平成27年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号、議案第112号・平成27年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号の予算議案4件、議案第114号・八代市立希望の里たいように係る指定管理者の指定についての事件議案1件、議案第124号・八代市介護保険条例の一部改正について、議案第125号・八代市泉地域福祉センター条例及び八代市五家荘デイサービスセンター条例の一部改正について、議案第126号・八代市保

健センター条例の一部改正について、議案第127号・八代市学校施設整備基金条例の制定についての条例議案4件、合わせて9件であります。

次に、経済企業委員会では、議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）の予算議案1件、議案第115号・八代市がらっぱ広場に係る指定管理者の指定についての事件議案1件、合わせて2件であります。

次に、建設環境委員会では、議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）、議案第110号・平成27年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号の予算議案2件、議案第116号・財産の取得について、議案第117号・市道路線の廃止について、議案第118号・市道路線の認定についての事件議案3件、合わせて5件であります。

次に、総務委員会では、議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）、議案第111号・平成27年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号の予算議案2件、議案第113号・八代市有線テレビジョン放送施設等に係る指定管理者の指定についての事件議案1件、議案第119号・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第120号・八代市職員の退職管理に関する条例の制定について、議案第121号・八代市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、議案第122号・八代市市税条例等の一部を改正する条例等の一部改正について、議案第123号・八代市印鑑条例の一部改正についての条例議案、合わせて8件であります。

なお、次のページに議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号につき

まして、それぞれ歳入の文言事項、及び歳出の款項目別の付託表を添付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） はい。ただいま説明が終わりましたが、何か質疑等ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、お手元の付託表のとおり、その審査を各常任委員会に付託することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） はい、御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（ロ）請願・陳情5件について、説明を求めます。

○議会事務局長（桑崎雅介君） はい、委員長。

○委員長（野崎伸也君） 桑崎議会事務局長。

○議会事務局長（桑崎雅介君） はい。（ロ）の請願・陳情5件について御説明申し上げます。

お手元の請願・陳情付託先審査表（議会運営委員会用資料）をごらんいただきたいと思います。横書きとなっております資料でございます。

定例会開会日翌日の11月25日の午後5時までに受理いたしましたのは、請願1件、陳情4件であります。

まず、請願第5号・平和安全保障関連法を速やかに廃止し、立憲主義の原則を堅持する意見書の提出方についてでございますが、これは八代市永碓町1067-12、くまもと九条の会八代事務局長、中原誠さんから提出されたもので、担当課はございません。

なお、紹介議員は、村上光則議員、亀田英雄議員、矢本善彦議員、野崎伸也議員、大倉裕一

議員、笹本サエ子議員、前垣信三議員、庄野末藏議員、島田一巳議員、幸村香代子議員でございます。

次に、陳情第3号・八代市三江湖町、産業廃棄物処理業者敷地内に長期間放置されている廃棄物の早期対応方についてでございますが、これは神戸市東灘区本庄町2丁目13-19-701、古川涼子さん外1人から提出されたもので、担当課は市民環境部廃棄物対策課となっております。

次に、陳情第4号・所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出方についてでございますが、これは八代市新町6-11、八代民主商工会婦人部、代表山本京子さんから提出されたもので、担当課は財務部市民税課となっております。

次に、陳情第5号・消費税増税の撤回を求める意見書の提出方についてでございますが、これは八代市新町6-11、八代民主商工会、会長遠山直毅さんから提出されたもので、担当課は財務部市民税課でございます。

次に、陳情第6号・住宅リフォーム助成制度の早期実施についてでございますが、これは八代市千丁町新牟田262-4、熊本県建築労働組合八代市部、委員長田中憲司さんから提出されたもので、担当課は経済文化交流部商工政策課でございます。

また、委員会の参考送付分といたして、前回2件を御報告いたしました以降に、新たにレジュメ記載、また、お手元にそのコピーをお配りしておりますこの1件の提言があつておりますので、さっきの分と合わせまして3件を関係委員会に参考送付することとさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） はい。ただいま請願・陳情についての説明が終わりましたが、何か質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あ

り）ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、委員会の付託はどのようにいたしましょうか。（「委員長に」と呼ぶ者あり）はい、それでは、お手元のですね、別紙に基づき決定していきたいというふうに思います。

まず、請願第5号については、委員会条例では担当課がなく、他の委員会の所管に属しない場合は総務委員会となっております。よって、付託先は総務委員会になろうかと思いますが、この取り扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） はい。陳情第3号については、委員会条例では、市民環境部廃棄物対策課の所管は建設環境委員会となっております。よって、付託先は建設環境委員会になろうかと思いますが、この取り扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） はい。陳情第4号及び陳情第5号については、委員会条例では、財務部市民税課の所管は総務委員会となっております。付託先は総務委員会になろうかと思いますが、この取り扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） はい。最後、陳情第6号については、委員会条例では経済文化交流部商工政策課の所管は経済企業委員会となっております。付託先については経済企業委員会になろうかと思いますが、この取り扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） はい。それでは、ただいま御協議いただきましたとおり、請願・陳情5件については、経済企業委員会、建設環境委員会及び総務委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（２）その他については何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 次に、大項目２、請願の撤回について説明を求めます。

○議会事務局長（桑崎雅介君） はい、委員長。

○委員長（野崎伸也君） はい、桑崎議会事務局長。

○議会事務局長（桑崎雅介君） はい。２、請願の撤回１件について御説明申し上げます。

現在、総務委員会に付託審査されております請願第２号・場外舟券発売所誘致については、去る１１月３０日に、請願人から取り下げたいとの申し出がありましたことから、明日の一般質疑質問終了後の本会議におきまして、本件を議題に供し、その撤回についてお諮りするものでございます。

以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） はい、ただいま説明が終わりまりましたけれども、何か質疑等ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは次に、大項目３、新庁舎建設に関する特別委員会設置に伴う委員の選任などについて報告を求めます。

○議会事務局長（桑崎雅介君） はい、委員長。

○委員長（野崎伸也君） はい、桑崎議会事務局長。

○議会事務局長（桑崎雅介君） はい。それでは、３、新庁舎建設に関する特別委員会設置に伴う委員の選任等についての（１）委員の選任、（２）議員発議１件、（３）調査期間を一

括して御報告申し上げます。

本３件に関しましては、定例会開会日に、新庁舎建設に関する特別委員会を設置する決議案が可決されましたことに伴い、その後開かれた各派代表者会で、決議の内容にございます委員１３名の選任、及び会議出席費用弁償を支給しないことの取り扱いが協議されまして、その結果、特別委員会委員１３名には、五十音順でございますが、亀田英雄議員、友枝和明議員、成松由紀夫議員、野崎伸也議員、橋本幸一議員、橋本隆一議員、古嶋津義議員、前垣信三議員、増田一喜議員、村上光則議員、山本幸廣議員、矢本善彦議員、幸村香代子議員、以上１３名の委員のつけ出しがなされました。

つきましては、委員の選任につきましては、会議に諮ることとされておりますことから、この議会運営委員会で御報告申し上げ、定例会最終日に本件を議題といたしまして、１３名の委員を指名し、選任された後、休憩をとりまして、正副委員長互選が行われることとなります。

また、今後、新庁舎建設に関する特別委員会が開催された際、会議出席費用弁償を伴わないことにつきましては、関係条例である八代市議会議員の議員報酬等に関する条例を議員発議により一部改正することで意見の集約がなされたところでございます。

なお、各派代表者会では、設置後、この調査を行う機関についても協議が行われまして、本件については、特別委員会で審議されるべきことではあるものの、その調査期間については、議員の任期満了までの間とする意見、加えて、任期の間にあつて調査が終了するならそれまでの間とする意見、また、合併特例債の関係上、当初予算を考慮しての１月いっぱい、または２月上旬までの間、短期に集中審議すべき等々の意見が述べられましたので、あわせて御報告申し上げます。

以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） はい。それでは、ただいまの報告について何か質疑等ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、報告の中にありました八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について説明を求めます。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（梅野展文君） はい、委員長。

○委員長（野崎伸也君） 梅野次長補佐兼総務係長。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（梅野展文君） お疲れさまでございます。座って御説明させていただきます。

○委員長（野崎伸也君） はい。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（梅野展文君） それでは、発議案第5号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明させていただきます。

こちらにつきましては、今回の新庁舎建設に関する特別委員会の設置に伴い、当該委員に係る費用弁償を支給しないことを規定するために議員発議をお願いするものでございます。

お手元に、八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案と、八代市議会議員の費用弁償等に関する条例の改正部分の新旧対照表をお配りいたしておりますが、そちらの下の方の、横長い2枚物の資料、新旧対照表をごらんいただいてよろしいでしょうか。

左側が新、新しいほうで、右側が旧となっておりますが、第5条の費用弁償につきましては、第3項の第2号、ここでは（2）としておりますが、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員が所属の委員会に出席したとき、また、同（3）では、議長（副議長が地方自治法第106条第1項の規定により議長の職

務を行ったときは副議長）が常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に出席したとき支給することとなっております。

今回は、この中に特例措置といたしまして附則の第4項を追加するものでございます。

新旧対照表の1枚目、左の欄の下から7行目の下線部を引いてある部分でございますが、実質的に、この特別委員会の活動が可能となります下線部の一番上の（平成27年12月17日以後に新庁舎建設に関する特別委員会に出席した新庁舎建設に関する特別委員会の委員及び議長に係る費用弁償に関する特例措置）といたしまして、第5条第3項第2号及び第3号の規定にかかわらず、平成27年12月17日以後に新庁舎建設に関する特別委員会に出席した新庁舎建設に関する特別委員会の委員及び議長（副議長が地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行ったときは副議長）に対しては、新庁舎建設に関する特別委員会の出席に係る費用弁償は支給しないとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） はい。ただいま説明が終わりましたけれども、質疑等ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、お諮りいたします。

ただいま説明のとおり、八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正案については、本定例会最終日に本委員会のメンバーで議員発議したいというふうに思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） はい。御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、本条案件についての趣旨弁明はどなたにいたしましょうか。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） はい。それでは私、委員長ということで、そのように決しました。

ほかに何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それではこの議員提出発議案1件についての委員会付託について協議いたします。

付託はいかがいたしましょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） はい。それでは、お諮りいたします。

議員提出発議案1件については、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、大項目4、氷川町及び八代市中学校組合議会議員の補欠選挙について報告を求めます。

○議会事務局長（桑崎雅介君） はい、委員長。

○委員長（野崎伸也君） 桑崎議会事務局長。

○議会事務局長（桑崎雅介君） はい。氷川町及び八代市中学校組合議会議員の補欠選挙について御報告でございます。

本件につきましては、本市から選出の田中安議員がその職を辞されましたことから、同組合管理者から11月25日付で補欠選挙の依頼があったことにより、さきの各派代表者会で、その取り扱いが協議されました。その結果、友枝和明議員がこの組合議会議員とされました。つきましては、閉会日の本会議において、氷川町及び八代市中学校組合議会議員の補欠選挙を議題といたしまして、指名推選により友枝和明議員の御決定を願おうというものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○委員長（野崎伸也君） ただいまの報告につ

いて何か質疑等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、同組合議会議員の選挙については、ただいまの報告の通り、指名推選の方法により友枝議員を選出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

---

### ◎その他

○委員長（野崎伸也君） 次、大項目5、その他についてであります。ここで委員外議員として公明党の太田議員から発言の申し出がありましたので、これを許します。

○委員外議員（太田広則君） はい。改めまして、皆さんこんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

ただいま野崎委員長様より委員外発言のお許しを得ましたので、御報告をさせていただきます。

今週初めの一般質問の初日から、議員発議案といたしまして、複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書案をですね、公明党を除く全会派の皆さんに、案として回らせていただきました。

内容につきましては、皆さん意見書案を見ていただいたかと思いますが、各派の代表者の方々には、今、本当にお時間をとっていただきまして、慎重に審議をしていただきまして、全てではございませんが、一応、議員発議案の要件として3名以上ということでございまして、それを一応クリアすることができました。来週の総務委員会までに意見書として提出するというところでございます。

内容につきましては、消費税増税自体が賛否がありまして、その消費税上げるときに、この複数税率による軽減税率の導入ということで、

2017年の4月の消費税を引き上げる段階でのこの軽減税率の導入ということですね、今、御存じのとおり、国のほうでも、今、食料品、加工品とかいうところで、どのように線引きをしたらいいのかという与党協議で実は始まっておりますけれども、あくまでも2017年4月の消費税増税のときには、ぜひこの軽減税率を導入すべきである、低所得者対策でもあるという観点からの意見書でございます。

何とぞ、いろんな御意見があるかと思いますが、一応そういう旨で報告、意見書を提出する予定でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） はい。本件については、聞きおくことといたします。

ほかに何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） ほかになければ、以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

（午後3時49分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成27年12月2日

議会運営委員会

委員長